

栃木県公報

令和元(2019)年 9月13日(金) 第38号

| | 目 | 次 | | |
|---|---|---|---------------|-------|
| | 告 | 示 | | |
| ○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消 | L | | | 353 |
| ○社会福祉士及び介護福祉士法による登録 | 特定行為事 | 業者の登録 | | 353 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的 | に支援する | ための法律によ | る指定自立支援医療機関の指 | |
| 定······· ○同······ | ••••• | | | 354 |
| ○同・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • | | | 355 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的 | | | | |
| 定に係る変更 | | | | |
| ○同・・・・・・ | | | | |
| ○土地改良区定款変更の認可 | | | | |
| ○土地改良区連合定款変更の認可 | | | | |
| ○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | |
| ○土地区画整理組合の解散の認可 | | | ••••• | 357 |
| | 公 | 告 | | |
| ○都市計画決定図書の写しの縦覧 | | | ••••• | 358 |
| | | 委 員 | | |
| ○監査結果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | ••••• | 358 |
| | | 等 公 告 | | 0.0.4 |
| ○入札公告(特定調達公告) | | | | 364 |
| ○ナ州学版の州人郷山戸田より赤玉 | | 道路公社 | | 000 |
| ○有料道路の料金徴収に関する変更 | ••••• | • | | 366 |
| | 告 | 示 | | |

栃木県告示第237号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消したので告示する。

令和元 (2019) 年 9 月13日

栃木県知事 福 田 富 一

| 氏名又は名称 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日 |
|----------|-----------------|----------------------|
| 株式会社大関商店 | 佐野市免鳥町871-1 | 令和元 (2019) 年 8 月 31日 |

(税務課)

栃木県告示第238号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元 (2019) 年 9 月 13 日

| | 事 | 者 | 事 業 | | 萬 所 | | | | | | |
|-----------|------------|------------------------|------------|----|------------------|---|---|--------------------|-------------|--------------------|---------|
| 登録番号 | 氏名又は名称 | 住所又は 主たる事務所 の所在地 | 名 | 称 | 所 | 在 | 土 | 登年 | 録月 | の 日 | 特定行為の種別 |
| 092900002 | 社会福祉法人 幸世会 | 高根沢町石末 2258-1 | 空と大地/ 園 | 保育 | 高根沢町石末 2258-1 | | , | 和 019) 月 5 日 | 元 年 H | 気管カニューレ 内部の喀痰吸引 | |

栃木県告示第239号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規 定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和元 (2019) 年 9 月13日

| 名称 | 所 在 地 | 開設者名 | 指 年 月 日 | 自 立 支 援 医療の種類 |
|------------------|---------------------|-----------------------------------|---------------------------|------------------|
| いざわ脳神経内科 | 足利市中川町3649 | 医療法人社団廣和会両毛クリ ニック 理事長 池内 廣邦 | 令 和 元 (2019) 年 9月1日 | 精神通院医療 |
| とちの木薬局 高 根沢店 | 高根沢町光陽台 3 -16- 1 | 株式会社薬仙 代表取締役 濱﨑 英幸 | 令 和 元 (2019) 年 9月1日 | 精神通院医療 |
| エルム薬局 | 宇都宮市鶴田町271- 4 | 有限会社デリアス 代表取締役 中島 達夫 | 令 和 元 (2019) 年 9月1日 | 精神通院医療 |
| チェリー調剤薬局 | 宇都宮市西川田町926-2 | 合同会社エステートチェリー 代表社員 柴宮 政幸 | 令 和 元 (2019) 年 9月1日 | 精神通院医療 |
| 花·花薬局 北茂 呂店 | 佐野市北茂呂町10-6 | 株式会社エフアンドエフ 代表取締役 藤川 欣洋 | 令 和 元 (2019) 年 9月1日 | 精神通院医療 |
| コスモファーマ薬 局 中川店 | 足利市中川町3647-4 | 株式会社コスモファーマ東京 代表取締役 藤田 愛里 | 令 和 元 (2019) 年 9月1日 | 精神通院医療 |
| クスリのアオキ 大町薬局 | 足利市大町531-1 | 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲 | 令 和 元 (2019) 年 9月1日 | 精神通院医療 |
| アイン薬局 大平店 | 栃木市大平町西水代 1938-3 | 株式会社アインファーマシー ズ 代表取締役 大石 美也 | 令 和 元 (2019)年 9月1日 | 精神通院医療 |
| 足利ケアサービス 訪問看護 | 足利市五十部町809-3 | 有限会社足利ケアサービス 代表取締役 佐藤 初枝 | 令 和 元 (2019)年 9月1日 | 精神通院医療 |

栃木県告示第240号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規 定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和元 (2019) 年 9 月13日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

| 名称 | 所 | 在 | 地 | 開 | 設 | 者 | 名 | 指年 | 月 | 定日 | 自立支援 医療の種類 |
|-----------------|----------------|---|-----|----------|---|------|---|----|------------------|-----|----------------|
| とちの木薬局 高 根沢店 | 塩谷郡高 3-16-1 | | 光陽台 | 株式会社代表取組 | | 寳﨑 英 | 幸 | , | 和 019) 月1日 | 元 年 | 育成医療及び更 生医療 |

栃木県告示第241号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和元 (2019) 年 9 月 13日

栃木県知事 福 田 富 一

| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | 開 | 設 | 者 | 名 | 変年 | 月 | 更日 | 自立支援 医療の種類 |
|----------------|---|-----|--------|-----|----------|---|---|----|----|-------------------|-------------|---------------|
| セイムス. (ふじ薬) | | 下野市 | 石橋968- | - 8 | 株式会社代表取締 | | | 皇幸 | | 和 (019) 月1日 | 元 年 H | 精神通院医療 |

※表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第242号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和元 (2019) 年 9 月13日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | 開 | 設 | 者 | 名 | 変年 | 月 | 更日 | 自立支援 医療の種類 |
|---------------|---|-----|--------|-----|----------|---|---|----|----|-------------------|------------------------|----------------|
| セイムス (ふじ薬) | | 下野市 | 石橋968- | - 8 | 株式会社代表取紀 | | | 皇幸 | , | 和 (019) 月1日 | 元 年 _日 | 育成医療及び更 生医療 |

※表中の()内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第243号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元 (2019) 年 9 月 13日

| 土 地 改 良 区 名 | 認 可 年 月 日 |
|-------------|-----------------|
| 風見上平土地改良区 | 令和元(2019)年8月29日 |

栃木県告示第244号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により公告する。

令和元 (2019) 年 9 月13日

栃木県知事 福 田 富 一

| 土地改良区連合名 | 認 可 年 月 日 |
|--------------|-----------------|
| 西の原用水土地改良区連合 | 令和元(2019)年8月29日 |

(農地整備課)

栃木県告示第245号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元(2019)年9月13日から同年10月15日まで 一般の縦覧に供する。

令和元(2019)年9月13日

栃木県知事 福 田 富 一

Ι

道路の種類 一般国道 路 線 名 119号 道路の区域

| 整理番号 | 変更前 後の別 | X | 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 | 考 |
|------|------------|-----------------------------------|---|------------------|---------------|---|---|
| | 前 | 日光市中鉢石町894番地1から 日光市御幸町592番地7まで | | 15.0 ~ 15.0 | 250.0 | | |
| | 後 | 日光市中鉢石町894番地1から 日光市御幸町592番地7まで | | $17.0 \sim 17.0$ | 250.0 | | |

П

道路の種類 一般国道 路 線 名 123号 道路の区域

| 整理番号 | 変更前 後の別 | 区 | Ī | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 | 考 |
|------|------------|--|---|--------------|---------------|---|---|
| | 前 | 芳賀郡市貝町大字赤羽1075-2から 芳賀郡市貝町大字赤羽1712-1まで | | 9.6~11.7 | 239.0 | | |
| | 後 | 芳賀郡市貝町大字赤羽1075-2から 芳賀郡市貝町大字赤羽1712-1まで | | 11.8~16.7 | 239.0 | | |

 \prod

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮笠間線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前 後の別 | 区間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 | 考 |
|------|------------|--|--------------|---------------|---|---|
| 1 | 前 | 芳賀郡市貝町大字赤羽1075-2から 芳賀郡市貝町大字赤羽1712-1まで | 9.6~11.7 | 239.0 | | |
| 1 | 後 | 芳賀郡市貝町大字赤羽1075-2から 芳賀郡市貝町大字赤羽1712-1まで | 11.8~16.7 | 239.0 | | |

IV

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 伊王野白河線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前 後の別 | 区間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 | 考 |
|------|------------|--|--------------|---------------|---|---|
| 220 | 前 | 那須郡那須町大字簑沢字追分1284-3か 那須郡那須町大字簑沢字追分1284-4ま | 4.5~6.3 | 177.9 | | |
| 238 | 後 | 那須郡那須町大字簑沢字追分1284-3か 那須郡那須町大字簑沢字追分1284-4ま | 5.5 ~ 12.9 | 177.9 | | |

V

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 矢板那珂川線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前 後の別 | 区 | 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 | 考 |
|------|------------|----------------------------|---|--------------|---------------|---|---|
| 210 | 前 | 那須郡那珂川町小川字山 那須郡那珂川町小川字山 | | 13.4 ~ 13.4 | 5.0 | | |
| 319 | 後 | 那須郡那珂川町小川字山 那須郡那珂川町小川字山 | | 15.4 ~ 15.4 | 5.0 | | |

VI

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 中田原寒井線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前 後の別 | 区 | 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 | 考 |
|------|------------|-------------------------------|---|--------------|---------------|---|---|
| 227 | 前 | 大田原市小滝字芦原770- 大田原市小滝字富士山50 | | 10.9 ~ 19.4 | 675.1 | | |
| 337 | 後 | 大田原市小滝字芦原770- 大田原市小滝字富士山50 | | 10.9 ~ 25.8 | 675.1 | | |

(道路保全課)

栃木県告示第246号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により、野木町野木第二工業団地土地区画整理組合の事業の完成による解散を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元 (2019) 年 9 月13日

(都市計画課)

公 告

○都市計画決定図書の写しの縦覧

さくら市が都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により令和元(2019)年9月1日に決定した、さくら都市計画地区計画(桜ヶ丘地区地区計画)の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元 (2019) 年 9 月13日

栃木県知事 福 田 富 一 (都市計画課)

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元 (2019) 年 9 月13日

 栃木県監査委員
 五月女
 裕久彦

 同
 阿部博美

 同
 金井弘

 同
 平野博章

第1 監查事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

平成30 (2018) 年度 (ただし、現金、保管金・保管有価証券、財産 (物品を含む。) に係る事務及び給 与事務 (児童手当を含む。) については、予備監査実施日まで)

第3 監査の結果

(総合政策部)

| 監 | 主查丸 | 十 象 🤊 | 機関 | 名 | 監 | 査 | 年 | 月 | 日 | 監 | 查 | 0) | 結 | 果 |
|---|-----|-------|----|---|-----|-----|-----|----|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 総 | 合 | 政 | 策 | 課 | 令和元 | (20 | 19) | 年8 | 月23日 | 指摘事項 | に該当する | らものは記 | 忍められる | なかった。 |
| 市 | 町 | | 村 | 課 | 令和元 | (20 | 19) | 年8 | 月23日 | 指摘事項 | に該当する | らものは記 | 忍められる | なかった。 |
| 地 | 域 | 振 | 興 | 課 | 令和元 | (20 | 19) | 年8 | 月23日 | 指摘事項 | に該当する | らものは記 | 忍められる | なかった。 |

(経営管理部)

| 監 | 左 査 対 | 象 | 機関名 | <u>7</u> | 監 | 査 | 年 | 月 | 日 | 監 | 查 | 0) | 結 | 果 |
|---|-------|---|-----|----------|-----|------|------|----|------|-------|------|-------|-------|-------|
| 人 | | 事 | | 課 | 令和元 | (201 | 9) : | 年8 | 月21日 | 指摘事項に | 該当する | るものは記 | 忍められる | なかった。 |
| 行 | 政 改 | 革 | 推進 | 室 | 令和元 | (201 | 9) : | 年8 | 月21日 | 指摘事項に | 該当する | るものは記 | 忍められ | なかった。 |
| 職 | 員 | 厚 | 生 | 課 | 令和元 | (201 | 9) : | 年8 | 月21日 | 指摘事項に | 該当する | るものは記 | 忍められる | なかった。 |
| 文 | 書 | 学 | 事 | 課 | 令和元 | (201 | 9) : | 年8 | 月21日 | 指摘事項に | 該当する | るものは記 | 忍められ | なかった。 |
| 管 | | 財 | | 課 | 令和元 | (201 | 9) : | 年8 | 月21日 | 指摘事項に | 該当する | るものは記 | 忍められる | なかった。 |
| 税 | | 務 | | 課 | 令和元 | (201 | 9) : | 年8 | 月21日 | 指摘事項に | 該当する | るものは記 | 忍められる | なかった。 |
| 情 | 報シ | ス | テム | 課 | 令和元 | (201 | 9) | 年8 | 月21日 | 指摘事項に | 該当する | るものは記 | 忍められ | なかった。 |

財 政 課 令和元(2019)年8月26日 指摘事項に該当するものは認められなかった。

(県民生活部)

| E | 监 査 | 対 象 | 機 関 名 | | 監 | <u></u> | —— 月 | 日 | 監 | | <i>O</i>) | ———— 結 | 果 |
|----|--------|------------|-------|----|-----|---------|---------|-------|---|----------------------------------|-------------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 消 | ß | 方 | 学 | 校 | 令和元 | (2019) | 年7 | 月3日 | 指摘事項に | こ該当する | るものは認 | 忍められな | なかった。 |
| と参 | ち 画 | ぎ 男 セ ン | 女共 | 同一 | 令和元 | (2019) | 年7 | 月3日 | 指摘事項に | こ該当する | るものは認 | 忍められた | なかった。 |
| 博 | | 物 | | 館 | 令和元 | (2019) | 年7 | 月11日 | 指摘事項に | に該当する | るものは認 | 忍められな | なかった。 |
| 美 | | 術 | | 館 | 令和元 | (2019) | 年7 | 月22日 | 指摘事項に | こ該当する | るものは認 | 忍められな | なかった。 |
| 県 | 民 | 文 | 化 | 課 | 令和元 | (2019) | 年8 | 月9日 | 指摘事項に | に該当する | るものは認 | 忍められた | なかった。 |
| 危 | 機 | 管 | 理 | 課 | 令和元 | (2019) | 年8 | 月9日 | 指摘事項に | に該当する | るものは認 | 忍められた | なかった。 |
| 消 | 防 | 防 | 災 | 課 | 令和元 | (2019) | 年8 | 月9日 | 平成30 (20 検討事項 作成しなか なかった。 | 「航空用拍 | 携帯無線機 | 幾の備品管 | 管理台帳を |
| | | | | | | | | | 収入・支出 実施した無 において、 成せずに気 を失念し、 134,700円 | 無線設備完 歳出予 定期点検 翌年度 | 定期点検に 算の執行 を実施し | に係る手数 に必要な た上、支 | 数料の支出 ・書類を作 工出手続き |
| | | | | | | | | | 予電し、納付期 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の | 斗の支出い 月限を超え りがあった E滞金のラ | こおいて、 えて支出し た。 支出科目に | 事務手続いたため、 | 売きが遅延 延滞金が |
| < | らし | 安全 | 安心 | 課 | 令和元 | (2019) | 年8 | 月9日 | 指摘事項に | に該当する | るものは認 | 忍められな | なかった。 |
| 統 | | 計 | | 課 | 令和元 | (2019) | 年8 | 月9日 | 指摘事項に | に該当する | るものは認 | 忍められな | なかった。 |
| 広 | | 報 | | 課 | 令和元 | (2019) | 年8 | 月9日 | 指摘事項に | に該当する | るものは認 | 忍められな | なかった。 |
| 人村 | 権・青 | 于少年身 | 日女参画 | 画課 | 令和元 | (2019) | 年8 | 月 9 日 | 指摘事項に | に該当する | るものは認 | 忍められな | なかった。 |

(環境森林部)

| 監査対象機関名 | 監 査 年 | 月 日 | 監 | 查 | 0) | 結 | 果 |
|-----------|------------|--------|-------|----------------|---------------|-----------|-------|
| 県南環境森林事務所 | 令和元 (2019) | 年7月5日 | 指摘事項に | に該当する | らものは記 | 忍められる | なかった。 |
| 小山環境管理事務所 | 令和元 (2019) | 年7月5日 | 指摘事項に | に該当する | らものは記 | 忍められる | なかった。 |
| 県東環境森林事務所 | 令和元(2019) | 年7月12日 | 工事の設計 | 積算にま こを誤った | らいて、F ことによ | モノレーだり、設調 | 計額が過大 |
| 県西環境森林事務所 | 令和元 (2019) | 年7月16日 | 指摘事項に | に該当する | ものは記 | 忍められる | なかった。 |
| 県北環境森林事務所 | 令和元 (2019) | 年7月16日 | 指摘事項に | に該当する | らものは記 | 忍められる | なかった。 |

| 矢板森林管理事務所 | 令和元 (2019) 年 7 月 16日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
|-------------|----------------------|-----------------------|
| 林業センター | 令和元 (2019) 年 7 月 16日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 環境森林政策課 | 令和元 (2019) 年 8 月 9 日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 地球温暖化対策課 | 令和元 (2019) 年 8 月 9 日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 環境保全課 | 令和元 (2019) 年 8 月 9 日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 自 然 環 境 課 | 令和元 (2019) 年 8 月 9 日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 廃 棄 物 対 策 課 | 令和元 (2019) 年 8 月 9 日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 林業木材産業課 | 令和元 (2019) 年 8 月 9 日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 森 林 整 備 課 | 令和元 (2019) 年 8 月 9 日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(保健福祉部)

| | | , |
|------------|----------------------|---|
| 監査対象機関名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 |
| 今市健康福祉センター | 令和元 (2019) 年 6 月13日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 烏山健康福祉センター | 令和元 (2019) 年 6 月13日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 矢板健康福祉センター | 令和元 (2019) 年 6 月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 県北健康福祉センター | 令和元(2019)年6月25日 | 財産・物品管理等事務のうち、生活保護費返還金の債権管理において、消滅時効が完成していないにもかかわらず不納欠損の整理をしていたものが4件378,343円、消滅時効が完成したにもかかわらず不納欠損の整理をしていないものが5件331,047円あった。 |
| 県西健康福祉センター | 令和元 (2019) 年 7 月 5 日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 安足健康福祉センター | 令和元 (2019) 年 7 月 5 日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 保健環境センター | 令和元 (2019) 年 7 月 9 日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 岡 本 台 病 院 | 令和元(2019)年7月9日 | 収入・支出事務のうち、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収事務において、所得税及び復興特別所得税の計算方法を誤ったことから、不納付加算税及び延滞税を納付しているものが2件65,200円あった。 |
| 障害者総合相談所 | 令和元 (2019) 年 7 月 9 日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 精神保健福祉センター | 令和元 (2019) 年 7 月 9 日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 県南健康福祉センター | 令和元(2019)年7月12日 | 収入・支出事務のうち、生活保護費の支払いに おいて、受給者の振込先口座を誤ったことによ り第三者への誤払いがあったが、受給者からの 問い合わせにより判明し、支払いの修正を行っ ていたものが、1件207,470円あった。 |
| 栃木健康福祉センター | 令和元 (2019) 年 7 月12日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 県東健康福祉センター | 令和元 (2019) 年 7 月 19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 動物愛護指導センター | 令和元 (2019) 年 7 月 26日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 県北食肉衛生検査所 | 令和元 (2019) 年 7 月 26日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 高 齢 対 策 課 | 令和元 (2019) 年 8 月 19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| | | |

| 健 | 康 | 増 | 進 | 課 | 令和元 | (2019) | 年8月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
|---|---|----|---|---|-----|--------|--------|-----------------------|
| 障 | 害 | 福 | 祉 | 課 | 令和元 | (2019) | 年8月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 2 | ど | も政 | 策 | 課 | 令和元 | (2019) | 年8月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 生 | 活 | 衛 | 生 | 課 | 令和元 | (2019) | 年8月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 薬 | | 務 | | 課 | 令和元 | (2019) | 年8月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 国 | 保 | 医 | 療 | 課 | 令和元 | (2019) | 年8月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 保 | 健 | 福 | 祉 | 課 | 令和元 | (2019) | 年8月23日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 医 | 療 | 政 | 策 | 課 | 令和元 | (2019) | 年8月23日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(産業労働観光部)

| 豆 | 左 查 対 | 寸 象 | 機関名 | 7 | 監 | 査 年 | 月 | 日 | 監 | 查 | 0) | 結 | 果 |
|---|--------------|-----|------|----------|-----|--------|-----|------|-------|-------|------|-------|-------|
| 計 | 量 | 検 | 定 | 所 | 令和元 | (2019) | 年 5 | 月21日 | 指摘事項に | こ該当する | ものは記 | 忍められな | なかった。 |
| 宇 | 都宮 | 労 政 | 女事 務 | 所 | 令和元 | (2019) | 年 5 | 月21日 | 指摘事項に | こ該当する | ものは記 | 忍められな | なかった。 |
| 小 | 山労 | 政 | 事 務 | 所 | 令和元 | (2019) | 年6 | 月7日 | 指摘事項に | こ該当する | ものは記 | 忍められな | なかった。 |
| 大 | 田原 | 労 政 | 女事 務 | 所 | 令和元 | (2019) | 年6 | 月7日 | 指摘事項に | こ該当する | ものは記 | 忍められる | なかった。 |
| 足 | 利労 | 政 | 事 務 | 所 | 令和元 | (2019) | 年6 | 月7日 | 指摘事項に | こ該当する | ものは記 | 忍められな | なかった。 |
| 経 | 営 | 支 | 援 | 課 | 令和元 | (2019) | 年8 | 月23日 | 指摘事項に | こ該当する | ものは記 | 忍められる | なかった。 |
| 労 | 働 | 政 | 策 | 課 | 令和元 | (2019) | 年8 | 月23日 | 指摘事項に | こ該当する | ものは記 | 忍められな | なかった。 |
| 産 | 業 | 政 | 策 | 課 | 令和元 | (2019) | 年8 | 月26日 | 指摘事項に | こ該当する | ものは記 | 忍められな | なかった。 |
| 工 | 業 | 振 | 興 | 課 | 令和元 | (2019) | 年8 | 月26日 | 指摘事項に | こ該当する | ものは記 | 忍められる | なかった。 |
| 国 | | 際 | | 課 | 令和元 | (2019) | 年8 | 月26日 | 指摘事項に | こ該当する | ものは記 | 忍められな | なかった。 |
| 観 | 光 | 交 | 流 | 課 | 令和元 | (2019) | 年8 | 月26日 | 指摘事項は | こ該当する | ものは記 | 忍められな | なかった。 |

(農政部)

| 監査対象機関名 | 監 | 査 年 | 月 | 日 | 監 | 査 | 0) | 結 | 果 |
|--|-----|------------------|----|------|-------|---|----------------------|--------------------------|-------|
| 県央家畜保健衛生所 | 令和元 | (2019) | 年6 | 月13日 | 指摘事項(| こ該当する | ものは記 | 忍められな | なかった。 |
| 県南家畜保健衛生所 | 令和元 | (2019) | 年6 | 月13日 | 指摘事項(| こ該当する | ものは記 | 忍められな | なかった。 |
| 県北家畜保健衛生所 | 令和元 | (2019) | 年6 | 月13日 | 指摘事項(| こ該当する | ものは記 | 忍められな | なかった。 |
| 農 業 試 験 場 (「いちご研究所」、「原 種農場」を含む。) | 令和元 | (2019) (2019) | • | | ' ' | E事等におE事請負費れていない | いて、] について にもかな | 1 件の金額 ては、公所 かわらず、 | |
| 水 産 試 験 場 | 令和元 | (2019) | 年6 | 月25日 | 指摘事項に | こ該当する | ものは記 | 忍められな | なかった。 |
| 畜産酪農研究センター | 令和元 | (2019) | 年6 | 月25日 | 指摘事項(| こ該当する | ものは記 | 忍められな | なかった。 |
| 安足農業振興事務所 | 令和元 | (2019) | 年6 | 月26日 | 指摘事項(| こ該当する | ものは記 | 忍められな | なかった。 |
| 上都賀農業振興事務所 | 令和元 | (2019) | 年7 | 月5日 | 指摘事項(| こ該当する | ものは記 | 忍められな | なかった。 |
| 下都賀農業振興事務所 | 令和元 | (2019) | 年7 | 月12日 | 指摘事項は | こ該当する | ものは記 | 忍められな | なかった。 |

| | | | | | | , | | |
|----|------------|-----------|-------------------|----|-------|--------|------------------|---|
| 農 | 業 | 大 | 学 | 校 | | | 年7月12日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 塩農 | 谷 業 振 | 南興事 | 那 | 須所 | 令和元(| (2019) | 年7月16日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 河卢 | 内農業 | 振興 | 事 務 | 所 | 令和元(| (2019) | 年7月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 芳賀 | 買農業 | 振興 | 事務 | 所 | 令和元(| (2019) | 年7月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 農業 | 类環境技 | 指導も | ュンタ | · | 令和元(| (2019) | 年7月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 頁農業 | | | | 令和元(| (2019) | 年7月26日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| | 那須広 を含む | | ム管理 | 建支 | | | | |
| 農 | 5 0 0 | 政 | | 課 | 会和元 (| (2010) | 年8月20日 | <u>指摘事項に該当するものは認められなかった。</u> |
| 農 | 村 | <u></u> 振 | 興 | 課 | | | 年8月20日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 経 | 済 | 流流 | 严 通 | 課 | | - | 年8月20日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 経経 | · 営 | 技 | | | | | 年8月20日 | |
| 柱 | ·L | 权 | 術 | 課 | '节和儿(| 2019) | 48 Л 20 П | 予算執行のうち、農業試験場施設整備費に係る施設新築工事等において、課に予算の執行残額がないことを確認せずに執行伺及び契約伺を行い、契約を締結しているものがあった。また、当該工事において、1件の金額が5千万円以上の工事請負費については、公所の長に対し委任されていないにもかかわらず、財務規則を確認しないまま、公所で支出するよう指示し、更に予算の令達を行っていた。 |
| | | | | | | | | 収入・支出事務のうち、平成30 (2018) 年度担い手育成・確保等対策事業補助金等の調定において、決裁を受けていないものが3件5,883千円あった。 |
| | | | | | | | | 財産・物品管理等事務のうち、特許権等の複数 の無体財産権について、平成30 (2018) 年度の 予備監査において指導されたにもかかわらず、 最長で2か年度に渡り、公有財産台帳の整理を していなかった。 |
| 生 | 産 | 振 | 興 | 課 | 令和元(| (2019) | 年8月20日 | 補助金等事務のうち、青果物生産安定互助対策 事業費補助金(県単野菜価格安定事業(一般品 目))において、過年度に過大に納付された当 該補助金の返納金分を併せて算定したことによ り、補助額が過大となっているものが、1件 45,722円あり、なおかつ、補助金交付要領で 定めた交付率を超えて支出していた。 また、過大分の支出は支出科目を償還金とすべ きところ、補助金に含め支出していた。 |
| 畜 | 産 | 振 | 興 | 課 | 令和元(| (2019) | 年8月20日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 農 | 地 | 整 | 備 | 課 | 令和元(| (2019) | 年8月20日 | 補助金等事務のうち、土地改良区体制強化事業 補助金において、交付対象経費でない土地改良 区役員の報酬等を補助対象としたため、補助金 が過大となっているものが1件169千円あった。 |

(県土整備部)

| 臣 | 左査 | 対象機 | 関名 | <u> </u> | 監 | 査 ′ | 年 | 月 | 日 | | 監 | 查 | 0) | 結 | 果 |
|----|----|------|----|----------|-----|-------|----|----|------|---|-------|------|------|-------|-------|
| 道 | 路 | 整 | 備 | 課 | 令和元 | (2019 | 9) | 年8 | 月201 | E | 指摘事項に | 該当する | らものは | 認められる | なかった。 |
| 道 | 路 | 保 | 全 | 課 | 令和元 | (2019 | 9) | 年8 | 月201 | H | 指摘事項に | 該当する | らものは | 認められる | なかった。 |
| 河 | | Ш | | 課 | 令和元 | (2019 | 9) | 年8 | 月201 | H | 指摘事項に | 該当する | らものは | 認められる | なかった。 |
| 砂 | 防 | 水 資 | 源 | 課 | 令和元 | (2019 | 9) | 年8 | 月201 | H | 指摘事項に | 該当する | らものは | 認められる | なかった。 |
| 都 | 市 | 計 | 画 | 課 | 令和元 | (2019 | 9) | 年8 | 月201 | H | 指摘事項に | 該当する | らものは | 認められる | なかった。 |
| 都 | 市 | 整 | 備 | 課 | 令和元 | (2019 | 9) | 年8 | 月20日 | H | 指摘事項に | 該当する | らものは | 認められる | なかった。 |
| 監 | | 理 | | 課 | 令和元 | (2019 | 9) | 年8 | 月21日 | H | 指摘事項に | 該当する | らものは | 認められる | なかった。 |
| 技 | 術 | 管 | 理 | 課 | 令和元 | (2019 | 9) | 年8 | 月21日 | H | 指摘事項に | 該当する | らものは | 認められる | なかった。 |
| 交 | 通 | 政 | 策 | 課 | 令和元 | (2019 | 9) | 年8 | 月21日 | H | 指摘事項に | 該当する | らものは | 認められる | なかった。 |
| 建 | | 築 | | 課 | 令和元 | (2019 | 9) | 年8 | 月21日 | H | 指摘事項に | 該当する | らものは | 認められる | なかった。 |
| 住 | | 宅 | | 課 | 令和元 | (2019 | 9) | 年8 | 月21日 | H | 指摘事項に | 該当する | らものは | 認められる | なかった。 |
| 用 | | 地 | | 課 | 令和元 | (2019 | 9) | 年8 | 月21日 | H | 指摘事項に | 該当する | らものは | 認められる | なかった。 |
| 総整 | 合ス | ポーツ備 | ゾー | - ン 室 | 令和元 | (2019 | 9) | 年8 | 月21日 | H | 指摘事項に | 該当する | らものは | 認められる | なかった。 |

(国体・障害者スポーツ大会局)

| E | 监查文 | 寸象村 | 幾関 | 名 | 監 | 査 | 年 | 月 | 日 | | 監 | 査 | 0) | 結 | 果 |
|---|-----|-----|----|---|-----|------|-----|----|-----|---|-------|------|------|-------|-------|
| 総 | 務 | 企 | 画 | 課 | 令和元 | (20) | 19) | 年8 | 月23 | 日 | 指摘事項に | 該当する | ものは言 | 忍められる | なかった。 |
| 施 | 記 | 調 | 整 | 課 | 令和元 | (20) | 19) | 年8 | 月23 | 日 | 指摘事項に | 該当する | ものは記 | 忍められる | なかった。 |
| 競 | 技 | 式 | 典 | 課 | 令和元 | (20) | 19) | 年8 | 月23 | 日 | 指摘事項に | 該当する | ものは記 | 忍められた | なかった。 |

(会計局)

| 監査対象機関名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 |
|-----------|----------------------|-----------------------|
| 会 計 管 理 課 | 令和元 (2019) 年 8 月 19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(企業局)

| 監査対象機関名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 |
|---------------------------------|----------------------|--|
| 今市発電管理事務所 (「板室管理支所」を含 む。) | 令和元 (2019) 年 7 月 9 日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 北那須水道事務所 | 令和元 (2019) 年 7 月 9 日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 鬼怒水道事務所 | 令和元 (2019) 年 7 月 9 日 | 工事事務のうち、薬品注入設備点検修繕工事の設計積算において、調節計の据付・調整に係る作業人数の計上を誤ったため、設計額が過大となっているものが1件1,242千円あった。 |
| 企 業 局 | 令和元 (2019) 年 7 月16日 | 委託事務のうち、今市発電管理事務所集中監視制御装置等保守委託の設計積算において、工数計算書の保守委託対象機器の台数や業務項目に誤りがあったことにより、機器毎に積算した設計額に過大となっているものが4件302千円、過小となっているものが5件280千円あった。 |

(議会事務局)

| 監 | 查太 | 十 象 村 | 幾 関 | 名 | 監 | 查 | 年 | 月 | 日 | 監 | 查 | 0) | 結 | 果 |
|---|----|-------|-----|---|-----|-----|-----|----|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 令和元 | (20 | 19) | 年8 | 月19日 | 指摘事項は | に該当する | らものは記 | 忍められる | なかった。 |

(人事委員会事務局)

| 監査対象機関名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 |
|----------|----------------------|-----------------------|
| 人事委員会事務局 | 令和元 (2019) 年 8 月 19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(監査委員事務局)

| 監査対象機関名 | 監査年月日 | 監 査 の 結 果 |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| 監查委員事務局 | 令和元 (2019) 年 8 月 19 日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(労働委員会事務局)

| 監査対象機関名 | 監 | 年 年 | 月 | 日 | 監 | 查 | 0) | 結 | 果 |
|----------|-----|-------|----|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 労働委員会事務局 | 令和元 | 2019) | 年8 | 月19日 | 指摘事項は | に該当する | らものは記 | 忍められな | なかった。 |

(教育委員会)

| 監査対象機関名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 |
|-------------|----------------------|-----------------------|
| 図 書 館 | 令和元 (2019) 年 6 月 7 日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 芳賀青年の家 | 令和元 (2019) 年 6 月 26日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 太平少年自然の家 | 令和元 (2019) 年 6 月 26日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 総合教育センター | 令和元 (2019) 年7月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 学 校 安 全 課 | 令和元 (2019) 年 8 月 23日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 義務教育課 | 令和元 (2019) 年 8 月 23日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 高 校 教 育 課 | 令和元 (2019) 年 8 月 23日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 特別支援教育室 | 令和元 (2019) 年 8 月 23日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| スポーツ振興課 | 令和元 (2019) 年 8 月 23日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 総 務 課 | 令和元 (2019) 年 8 月 26日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| (「文書館」を含む。) | | |
| 施 設 課 | 令和元 (2019) 年 8 月 26日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 生 涯 学 習 課 | 令和元 (2019) 年 8 月 26日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 文 化 財 課 | 令和元 (2019) 年 8 月 26日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(公安委員会)

| 監 | 查対象 | 泉機 関 | 名 | 監 | 査 | 年 | 月 | 日 | 監 | 查 | 0) | 結 | 果 |
|----|-----|------|---|-----|-------|------|----|------|-------|------|-------|-------|-------|
| 夢言 | 察 | 本 | 部 | 令和元 | ÷ (20 | 119) | 年8 | 月19日 | 指摘事項に | 該当する | らものは記 | 忍められる | なかった。 |

※指摘事項:事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の視点から著しく不適切と認められるもの

調達等公告

○入札公告 (特定調達公告) 次のとおり一般競争入札に付する。 令和元 (2019) 年 9 月13日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務件名 川治第一発電所 低濃度PCB廃棄物処理業務委託 一式
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和元 (2019) 年10月31日 (木) から令和 2 (2020) 年 3 月19日 (木) まで
- (4) 履行場所 日光市川治温泉川治字元湯117 栃木県営川治第一発電所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「L資源回収」、小分類「L3 産業廃棄物処理」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 令和元 (2019) 年10月25日 (金) において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成22 (2010) 年3月12日付け会計第129号) に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 廃棄物の処置及び清掃に関する法律第15条の4の4第1項の規定に基づく認定(無害化施設の認定)を受けている者で、かつ、処理できる産業廃棄物の種類に廃ポリ塩化ビフェニル(以下「廃PCB」という。)があること。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定に基づく許可(以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可」という。)を受けている者で、取り扱う種類に廃PCB等及びポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)汚染物があり、かつ、栃木県知事と運搬先の都道府県知事の許可を受けていること。

なお、入札参加者がこの許可を受けていない場合には、別に許可を受けた者(以下この者を「収集運搬業者」という。)を指名することができる。

ただし、別に収集運搬業者を指名する場合においても、(1)~(3)に定める資格を有する者とする。

- 3 入札の手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-0031 栃木県宇都宮市戸祭元町1番25号

栃木県庁北別館1階 企業局経営企画課 電話028-623-3824

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和元(2019)年9月13日(金)から同年10月9日(水)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和元 (2019) 年10月25日 (金) 午前10時 栃木県庁北別館101会議室に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、入札書の受領期限は同月24日 (木) 午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

(4) 入札方法

1の(1)の件名で、総価で入札に付する。

- (5) 入札書の記載方法等
 - ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札書は、総額の他に、内訳としてPCB無害化処理費、機器解体費、廃油運搬費及び機器運搬費の 金額を記載すること。
 - ウ 落札者が特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有しない場合、該当する内訳金額により、落札者と は別に、落札者が指名する収集運搬業者と契約することとなる。この場合、指名する者が収集運搬を引 き受けることを確約した書面を添付すること。
 - エ また、無害化施設が所在する都道府県の条例により、環境保全協力金等の費用が発生する場合には、

別に提出するものとし、単価及び現時点での見込みの金額を記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加資格申請書類の提出期限、提出場所及び提出方法

令和元(2019)年9月17日(火)から同年10月9日(水)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

- イ 添付する書類として、2の(4)に定めた認定証 (無害化施設の認定証) 及び2の(5)に定めた許可証 (特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証) を提出すること。
- ウ 確認結果の通知 令和元 (2019) 年10月11日 (金) までに通知する。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった 者の提出した入札書並びに栃木県公営企業財務規程(昭和31年栃木県電気事業管理規程第6号)第116条 第1項第3号から第7号まで及び第2項に係る入札書は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 栃木県公営企業財務規程第117条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が、発注者が設定した調査基準価格を下回る価格で入札した際には、業務履行の確実性や入札価格の積算根拠等について調査を行うものとする。

- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Disposal of Kawaji Daiichi Power Station waste containing low concentration of PCB 1set

(2) Time and Date of bidding:

In person: 10AM, Oct. 25 (Fri), Reiwa 1 (2019)

By post: 5PM, Oct. 24 (Thurs), Reiwa 1 (2019)

Send it via registered mail

(3) Information is available at:

Corporate Planning Division,

Public Enterprise Bureau

1-25 Tomatsuri-cho, Utsunomiya-city, Tochigi prefecture

TEL 028-623-3824

(企業局経営企画課)

栃木県道路公社

栃木県道路公社公告第3号

栃木県道路公社管理に係る「日塩有料道路」「鬼怒川有料道路」「宇都宮鹿沼道路」「日光宇都宮道路」の料金を次のとおり変更しますので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定に基づき公告します。

令和元 (2019) 年 9 月13日

栃木県道路公社

理事長 吉 田 隆

1 料金

(1) 日塩有料道路

(通行1回当たり 単位:円)

| 車 | | 種 | 普 | 通 | 車 | 大型車(I) | 大型車(Ⅱ) | 軽 | 自 | 動 | 車 | 軽 | 車 | 両 | 等 |
|---|-----|---|---|---|-----|--------|--------|---|---|---|-----|---|---|---|----|
| 現 | X | 間 | | | 620 | 940 | 2190 | | | | 420 | | | | 50 |
| 延 | 伸 区 | 間 | | | 150 | 250 | 570 | | | | 100 | | | | 20 |
| 全 | X | 間 | | | 770 | 1,190 | 2,760 | | | | 520 | | | | 70 |

(2) 鬼怒川有料道路

(通行1回当たり 単位:円)

| 車 | 種 | 普 | 通 | 車 | 大型車(| I) | 大型車 | (Ⅱ) | 軽 | 車 | 両 | 等 |
|---|---|---|---|-----|------|-----|-----|-----|---|---|---|----|
| 料 | 金 | | | 260 | | 420 | | 950 | | | | 50 |

(3) 宇都宮鹿沼道路

(通行1回当たり 単位:円)

| 車 | 種 | 普 | 通 | 車 | 中 | 型 | 車 | 大 | 型 | 車 | 特 | 大 | 車 | 軽 | 自 | 動 | 車 | 軽 | 車 | 両 | 等 |
|---|---|---|---|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|---|-----|---|---|---|----|
| 料 | 金 | | | 160 | | | 210 | | | 260 | | | 430 | | | | 110 | | | | 20 |

(4) 日光宇都宮道路

大型車 特大車

> 普通車 (軽自動車含む)

通常期

(通行1回当たり 単位:円)

| 690 1,630 | 620 1,450 | 470 1,090 | 470 1,090 | 310 720 | 150 350 | | 宇都宮 (起点) |
|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|-------------|--------------|----------|
| 690 1,630 | 620 1,450 | 470 1,090 | 470 1,090 | 310 720 | 150 350 | 徳次郎 (ハーフ) | |
| | | | | | 篠井 (ハーフ) | 100 | 100 |
| 530 1,260 | 460 1,080 | 310 720 | 310 720 | 大沢 | | 210 | 210 |
| 220 540 | 150 360 | 0 0 | 土沢 | 210 | | 320 | 320 |
| 220 540 | 150 360 | 今市 | 0 | 210 | | 320 | 320 |
| 150 360 | 日光 | 100 | 100 | 310 | | 420 | 420 |
| 清滝 (終点) | 100 | 150 | 150 | 360 | | 470 | 470 |

閑散期 (12月~4月)

及び通常期時間帯割引(17時~翌朝9時)料金

(通行1回当たり 単位:円)

| 530 1,260 | 460 1,080 | 310 720 | 310 720 | 160 360 | 150 350 | | 宇都宮 (起点) |
|--------------|--------------|------------|------------|------------|-------------|--------------|----------|
| 530 1,260 | 460 1,080 | 310 720 | 310 720 | 160 360 | 150 350 | 徳次郎 (ハーフ) | |
| | | | | | 篠井 (ハーフ) | 100 | 100 |
| 380 900 | 310 720 | 160 360 | 160 360 | 大沢 | | 110 | 110 |
| 220 540 | 150 360 | 0 | 土沢 | 110 | | 210 | 210 |
| 220 540 | 150 360 | 今市 | 0 | 110 | | 210 | 210 |
| 150 360 | 日光 | 100 | 100 | 210 | | 310 | 310 |
| 清滝 (終点) | 100 | 150 | 150 | 260 | | 360 | 360 |

※時間帯割引はETC無線車に限る

2 変更理由

消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、当該税を本有料道路料金に転嫁するため、料金の変更を行うものである。

3 実施年月日 令和元(2019)年10月1日